

議案第 6 8 号資料

鶴ヶ島市手数料条例新旧対照表

改 正 後	現 行
(無料とする手数料) 第 4 条 次に掲げる者が戸籍に関する証明を請求したときは、その手数料は、無料とする。 (1)～(30) 略 <u>(31) 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律(令和 6 年法律第 7 0 号) 第 3 7 条に該当する者</u> (32) 略 2 略	(無料とする手数料) 第 4 条 次に掲げる者が戸籍に関する証明を請求したときは、その手数料は、無料とする。 (1)～(30) 略 <u>(31) 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律(平成 3 1 年法律第 1 4 号) 第 2 5 条に該当する者</u> (32) 略 2 略